明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○パリ協定（一六）　三
〔告　示〕
○パリ協定の日本国による受諾に関する件（外務四三七）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**パリ協定**（条約第一六号）（外務省）

この協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和、適応、支援及び透明性に係る取組、世界全体としての実施状況の検討等について定めるものであり、その概要は次のとおりである。

1　定義（第一条関係）

「条約」、「締約国会議」及び「締約国」について定義している。

2　目的（第二条関係）

この協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等により、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的とする。

3　一般規定（第三条関係）

全ての締約国は、気候変動に対する世界全体での対応に向けた国が決定する貢献に関し、第四条、第七条、第九条から第一一条まで及び第一三条に定める野心的な努力に取り組み、並びにその努力を通報する。

4　緩和（第四条関係）

㈠　締約国は、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。

㈡　各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。

㈢　各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、及び各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。

㈣　全ての締約国は、国が決定する貢献の通報に際し、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を提供する。

㈤　各締約国は、国が決定する貢献を五年ごとに通報する。

㈥　締約国が通報する国が決定する貢献については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。

㈦　締約国は、国が決定する貢献に関し、人為的な排出量及び除去量の計算を行うに際しては、環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、並びに二重の計上の回避を確保する。

㈧　全ての締約国は、温室効果ガスについて低排出型の発展のための長期的な戦略を立案し、及び通報するよう努力すべきである。

5　吸収源及び貯蔵庫（第五条関係）

締約国は、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む。）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。

6　市場及び非市場の取組（第六条関係）

㈠　締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。

㈡　締約国は、国際的に移転される緩和の成果を国が決定する貢献のために利用することを伴う協力的な取組に任意に従事する際には、確固とした計算方法を適用する。

㈢　温室効果ガスの排出に係る緩和に貢献し、及び持続可能な開発を支援する制度を、締約国が任意で利用するため、この協定により、設立する。当該制度は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が指定する機関の監督を受けるものとする。

㈣　この協定により、持続可能な開発のための非市場の取組に関する枠組みを定める。

7　適応（第七条関係）

㈠　締約国は、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める。

㈡　締約国は、適応に関する行動の強化についての協力を拡充すべきである。

㈢　各締約国は、適当な場合には、適応に関する計画の作成の過程及び行動の実施に関与する。

㈣　各締約国は、適当な場合には、適応に関する情報を定期的に提出し、及び更新すべきである。

㈤　適応に関する情報については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。

8　損失及び損害（第八条関係）

締約国は、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に関し、協力及び促進に基づき、適当な場合には、例えばワルシャワ国際制度を通じ、理解を増進し、並びに行動及び支援を強化すべきである。

9　資金（第九条関係）

㈠　先進締約国は、条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与する。

㈡　㈠に規定する支援について、他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが奨励される。

㈢　先進締約国は、多様な資金源及び経路から並びに多様な手段により気候に関する資金を動員することに引き続き率先して取り組むべきである。そのような気候に関する資金の動員については、従前の努力を超える前進を示すものとすべきである。

㈣　規模を拡大して行われる資金の供与については、適応と緩和との間の均衡を達成することを目的とすべきである。